

## 今月の納税

町県民税普通徴収  
国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

…3期

納期限 10月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

コンパクトなまちづくりを目指して

### 吉岡町立地適正化計画を策定

町は、将来的な人口減少や、高齢化社会においても暮らしやすいまちづくりのため、吉岡町立地適正化計画を策定しました。この計画は、「コンパクトなまちづくり」の実現に向けた方針や、医療・福祉・商業施設などの都市機能の集積を図る「都市機能誘導区域」、人口密度を維持するため住居の誘導を図る「居住誘導区域」

を設定するものです。策定した計画は、町ホームページで閲覧できます。

なお、届出制度を含む計画の運用開始(都市再生特別措置法第81条第15項の規定に基づく公表)は、年内を予定しています。

#### ▼問い合わせ先

産業建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)

大規模な土地取引には届け出が必要です

### 国土利用計画法に基づく土地売買などの届け出

一定面積以上の土地取引を行った場合、買主は市町村を経由して県知事あてに届け出を行う必要があります。忘れずに届け出をしてください。

#### ▼届け出が必要な面積

吉岡町は、町内全域が非線引き都市計画区域のため、**5,000㎡以上**の土地を取引した場合、届け出が必要です。届出書の様式は、都市建設室窓口で受け取るか、県ホームページ

URL <http://www.pref.gun>

#### ▼届出期間

売買契約を締結した日から起算して2週間以内

#### ▼問い合わせ先

群馬県 地域政策課  
☎027・2226・2366  
(役場)産業建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)

忘れずに検査を受けてください

### 「はかり」の定期検査

取引や証明に使用している「はかり」は、2年に一度の定期検査を受けることが、計量法で義務付けられています。

#### ▼日時

10月10日(水)午前10時～午後3時  
10月11日(木)午前10時～正午

#### ▼場所

役場北駐車場車庫

#### ▼検査対象となる「はかり」

① 商店・工場などで取引に使用するはかり

② 学校・幼稚園・保育園・病院などで健康診断に使用する体重計

③ 病院・薬局・診療所などで薬剤に使用するはかり

④ 観光農園・農産物直売所などで販売に使用するはかり

⑤ その他取引・証明に使用するはかり

#### ▼問い合わせ先

産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

65歳からの老齢基礎年金を受け取るために

### 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20～60歳の40年間保険料を納めなければ満額を受け取ることができません。納付済期間が40年間に満たない場合は、60～65歳の間に国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額に近付けることができます。

#### ▼問い合わせ先

(役場)健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)  
波川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607

スマホで回答できます

## 平成30年 住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は、住生活に関する最も基本的・重要な調査で、全国370万世帯を対象とした大規模な調査です。

▼調査期日 10月1日(月)現在

▼調査対象

平成27年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する調査区の中で、統計的手法により無作為に選定されます。

▼調査方法

9月上旬ごろ 県知事から任命された調査員が、準備のため、対象調査区内を巡回し、建物の状況などを確認します。また、「調査実施のお知らせ」(リーフレット)を対象調査区内の全世帯に配布します。

9月中旬ごろ 調査対象として抽出された世帯に、調査員がインターネット回答用の調査書類を配布(投函)します。一定で、回答をお願いします。一定

期間後、調査対象世帯を調査員が再度訪問し、インターネット回答のなかった世帯には、紙の調査票を配布します。

10月1日以降 調査員が紙の調査票を回収に伺います。



### ▼回答方法

①パソコンやスマートフォンを使ったインターネットによる方法

### 便利で簡単な インターネット回答

- 期間中は、いつでも都合のよい方法で回答できます。
- 画面の誘導に従うことで、スムーズに回答できます。
- 不正アクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。

②紙の調査票を調査員に提出する方法

③紙の調査票を郵送で提出する方法

### ▼調査結果の利用

調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されます。

また、集められた情報は厳重に保護され、統計上の目的以外に使用されることはありません。安心してありのままをお答えください。統計結果は、平成31年4月以降、総務省統計局からインターネットを通じて順次公表されます。

### ⚠️ かなり調査にご注意を

かたり調査とは、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯などから個人情報搾取する行為のことです。調査員は、必ず県知事が発行した立入検査証を携帯しています。不審に思った場合は、立入検査証の提示を求めてください。

### ▼問い合わせ先

住宅・土地統計調査コールセンター(10月26日(金)までの午前8時〜午後9時)

ナビダイヤル

☎ 0570・78・3939

※ナビダイヤルに接続できない場合

☎ 03・5539・5230

## 議会を傍聴しませんか? 町議会9月定例会



7日(金)一般質問※  
10日(月)一般質問※  
14日(金)閉会日  
(討論・表決など)

※一般質問は、人数により日程を変更する場合があります。町ホームページや議会事務局でご確認ください。

本会議はどなたでも傍聴することができます。町議会の活動などを知ることができますので、ぜひお越しください。また、パソコンやスマホなどで、本会議のインターネット中継を見ることが出来ます。会

議の日からおおむね5日後(土・日・祝日を除く)には、録画映像も閲覧できます。

※アクセス方法は

「吉岡町議会」で検索

▼問い合わせ先

議会事務局

☎ 26・2283(直通)

吉岡町議会

Q 検索

会員を募集しています

しぶかわファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センター事業とは、「子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）」と「子育ての手伝いをしたい人（まかせて会員）」が会員となり、一時的な子どもの世話を有料で行う事業です。

町では、洪川市・榛東村と共にNPO法人シーヤクラブに委託しています。「おねがい会員」「まかせて会員」「どっちも会員（おねがい会員で、子どもがいても援助活動ができる人）」を随時募集しています。

▼利用例

● 保育園・幼稚園・学校・学童施設などの開始前、終了後の子どもの預かりや、施設までの子どもの送迎

● 保護者の外出時（冠婚葬祭、ほかの子の学校行事参加、買い物など個人的用事）の際の子どもの預かり

● 発熱などで保育園に預けられないなどの病児・病後児の預かり（病状によっては、預かれない場合もあります。）

● おおむね生後3カ月から15歳までの子どもの援助を行います

▼会員登録 しぶかわファミリー・サポート・センターに行き、会員登録を行います。

▼おねがい会員利用方法 利用希望日が決まったら、しぶかわファミリー・サポート・センターへご連絡ください。初回利用時に限り事前打合せを行います。

▼入会金・会費 無料。

初回事前打合せは200円かかります。

▼利用料金 基本料金は下の表のとおりです。

※平成30年4月から「おねがい会員」に1カ月につき200円のチケットが4枚発行されます。1回の利用で使用できるチケットは2枚までですが、利用料金の負担が軽減されます。ぜひご利用ください。  
※ひとり親家庭の場合、群馬県の補助制度があります。

▼問い合わせ先

しぶかわファミリー・サポート・センター（NPO法人シーヤクラブ） ☎22・5200  
（役場）健康福祉課 こども福祉室 ☎26・2248（直通）

子ども1人につき（1時間あたり）

	月～金曜日	土・日・祝
7:00～19:00	700円	800円
時間外	800円	900円

※2人目同時利用の場合は半額になります。

お泊り保育

	月～金曜日	土・日・祝
就学前	7,000円	10,000円
就学児	6,000円	9,000円

診断前の病児（1時間あたり）

診療時間内	1,300円
-------	--------

診断後の病児（1時間あたり）

	月～金曜日	土・日・祝
7:00～19:00	1,000円	1,300円



☎54・3930

社会福祉協議会

▼問い合わせ先

活動などに役立っています。

洪川北群馬保護区保護司会の

図書代「卒業記念品」の贈呈、

大会の実施や、町内3校へ「愛の

募金は、社会を明るくする大

た合計1,124,282円の

015人の皆さまから集まっ

筒募金を受け付けました。5,

るくする運動」強調月間に封

子会長）は、7月の「社会を明

町更生保護女性会（小野里邦

町保護司会（近藤守会長）。

あたたかい心  
ありがとうございました

